

私物端末等持ち込み及び勤務時間中の使用に関する件

<p>通報内容</p>	<p>A職員が職場に、私物のデスクトップPC、プリンター、ポータブルWi-Fi（以下「私物PC等」という。）を持ち込み、LANケーブルで繋いで勤務時間中に作業を行っている。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 横浜市情報セキュリティ管理要綱第11条の3は、「職員は、私用の情報機器端末等を原則使用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、情報セキュリティ担当者の許可を得て利用することができる。」と規定し、また、「情報セキュリティ対策の徹底について」（令和2年4月21日総行第261号CSIRT責任者（最高情報セキュリティ責任者補佐監）依頼）においても、「(17)私有パソコン等での業務データ処理の原則禁止」として、具体的に「情報漏えい事故等を防ぐため、職場、自宅を問わず、私有パソコン等による業務処理を行わないでください。」と通知している。</p> <p>2 ところで、所属調査により確認された事実関係及び当事者の説明は、以下のとおりである。</p> <p>(1) A職員は、平成23年10月頃から業務に係るデータ入力や、画像ソフトによる作業のために職場にデスクトップPC及びプリンターを持ち込み、平成30年度にはポータブルWi-Fiを持ち込んで、業務で必要となる文献等の価格調査も行ってた。これらの作業により作成したリスト等は、公用のUSBメモリを使って執務室にある業務用端末(YCAN端末)で使用していた。</p> <p>(2) A職員は、日によって異なるものの、午前、午後それぞれ1時間程度を執務室で作業を行い、それ以外の時間は別室で業務を行っており、業務用端末でできない作業はほとんどないものの、効率的な作業のために使い慣れたソフトを使いたかったこと、また、業務用端末で表示できない一部のWebサイトを閲覧することを理由に私物PC等を利用してた。</p> <p>(3) 令和2年10月下旬にB職員から、A職員の私物PC等の存在を聞いた所長が、C係長に事実確認を指示し、それを受けてC係長が確認したところ、A職員の私物PC等が確認されたため、同年11月5日に持ち帰るよう指示をしたが、A職員は私物PC等を持ち帰っておらず、また、所長、C係長も撤去の確認をしていなかったが、今回の通報を受けて令和3年2月18日に改めてC係長が撤去を指示し、業務データの削除を確認したうえで取り外された後、同年3月18日に私物PC等を持ち帰った。</p> <p>(4) A職員は、平成26年に当時の所長、係長に私物PC等の存在を伝えていた旨を述べる一方、A職員の職場における情報セキュリティ担当者であった当時の所長及び係長によれば、そのようなやり取りがあったか否かを覚えていないものの、当時の所長は、「当時の職員に私物のパソコンを持ち込んでよいかと相談されたら、答えはノーと答えていたと思う。管理者としては許可することができないのではないかと思います。」と述べた。</p> <p>3 そこで、検討するに、C係長において、令和2年11月5日及び令和3年2月18日に、A職員に対して私物PC等を持ち帰るように指示していることからすると、少なくとも所長がB職員から報告を受けた時点において、A職員が私物PC等の持ち込みや業務での利用について要綱に定められた許可を得ていたものと直ちに認めることは困難であるし、C係長に私物PC等の撤去を指示されたにも拘わらず、4か月以上に亘って対応を怠っていた点は不適切であったと言わざるを得ない。</p> <p>他方、横浜市情報セキュリティ管理規程第11条において「情報セキュリティ担当者は、～情報資産を利用する課等の職員に対して指導及び監督を行う。」とされ、同第12条では「情報資産管理者は、～当該情報資産を利用する職員が所属する課等の情報セキュリティ担当者と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。」とされているのであって、A職員の職場における情報セキュリティ担当者、情報資産管理者は、いずれも所長であるから、同人において、私物PC等の持ち込みを指導及び監督しなければならないところ、A職員の職場内には、YCAN端末以外にも分析機器等のデータ処理装置としてのPC等が混在して設置されていたとのことであるから、職場内に私物PC等が設置されたことを把握せず、あるいは設置が確認されて以降も撤去されないまま放置されていたというのであれば、所</p>

	<p>長自身が情報セキュリティ担当者、情報資産管理者としての責務を果たしていたものとは認め難いのであるし、C係長においても、A職員に私物PC等の撤去を指示したものの、その確認を怠っていた点について、管理職として対応が不十分であったと言わざるを得ない。</p> <p>4 まとめ</p> <p>A職員の私物PC等の持ち込みについては、不適切な点があったが、所長、係長の指示により撤去されていることに加えて、職場内のすべての端末機器等について、備品台帳との突合を行い、職場内に私物PC等を利用している職員はいないことを確認しているとのことあり、所属による対応が取られている。</p> <p>本件通報を受け、所属は情報セキュリティ総括責任者である局長より、情報セキュリティ担当者である責任職に対し、責務を確実に全うし、職員が情報セキュリティの重要性について改めて認識し、情報資産を適切に取り扱うよう指示するとともに、令和3年3月24日に情報セキュリティ対策の徹底について（令和3年3月24日総務課長通知）を局内に周知し、再発防止の取組を進めるとのことであるから、それらの取組を確実に進めることを求め、委員会としての対応を終了する。</p>
本市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ A職員の私物PC等の持ち込みについては、不適切な点があったが、所長、係長の指示により撤去されていることに加えて、職場内のすべての端末機器等について、備品台帳との突合を行い、職場内に私物PC等を利用している職員はいないことを確認した。 ・ 所属は情報セキュリティ総括責任者である局長より、情報セキュリティ担当者である責任職に対し、責務を確実に全うし、職員が情報セキュリティの重要性について改めて認識し、情報資産を適切に取り扱うよう指示をした。 ・ 令和3年3月24日に情報セキュリティ対策の徹底について（令和3年3月24日総務課長通知）を局内に周知し、再発防止の取組を進めることとした。